

民間非営利組織の 25 年

—兵庫県 NPO 調査からみる事業組織化の実態と影響—

宮垣元

(慶應義塾大学総合政策学部教授)

【要約】

阪神・淡路大震災において多くのボランティアが支援活動を行ってから 25 年が経つ。この間、民間非営利組織（NPO）概念の紹介と法制度や政策の進展があり、5 万を超える NPO 法人をはじめ、日本の市民社会は急速に拡大し、その内実も変容してきたことが考えられる。本稿では、こうした 25 年の流れを整理するとともに、今日における NPO の状況を近年の調査結果から整理する。様々な制度や政策は NPO の組織化を促すとともに、委託事業を中心に事業化を進めることにつながった。また、ネットワーク構造についても、行政との関係性が強くなっており、市民による組織から、市民のための組織への変容が見出される。しかし、こうした高まるニーズとそれに対する事業組織化の一方で、担い手や社会的支援は追いついていないという現状がある。NPO の持続可能性のための事業組織化が、かえって社会からの資源獲得を遠ざけるジレンマが生じている可能性がある。

キーワード：阪神・淡路大震災、民間非営利組織、NPO 法、組織化、事業化

一 背景と視点

2020 年は、兵庫県を中心におこった阪神・淡路大震災からちょうど 25 年目になる。その後も、日本列島は各地で多くの災害に見舞われ、地震や水害のたびに多くの犠牲があった。2019 年 10 月には台風 19 号により甚大な被害があり、その復旧支援を行うボランティアが、同様の広域災害である前年の西日本豪雨に比べ大幅に少ないことが報じられている¹。こうしたなかで、兵庫県は、ボランティアや NPO の支援組織（中間支援組織）である「ひょうごボランティアプラザ」を通して被災地支援を行うボランティア活動に助成することを決め、積極的な支援方針を打ち出した²。兵庫県内のボランティア団体・NPO（以下、NPO と総称）は、これまでも様々な災害救援・復興支援活動を展開してきているが、こうした積極的な反応は阪神・淡路大震災時の経緯が多少なりとも関係していると思われる³。

1995 年 1 月 17 日に起こった阪神・淡路大震災は、6 千人以上の死者と 4 万人以上の負傷者、全半壊などを合わせて 25 万棟、45 万世帯近くまでになった家屋の倒壊、ピーク時には 30 万人超の人たちが小中学校をはじめとする千箇所以上の避難所などでの暮らしを

¹ 「ボランティア不足深刻、台風 19 号、悪天も影響」『日本経済新聞』2019 年 10 月 31 日（電子版）、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51662380R31C19A0CC1000/> など。

² 「令和元年台風 19 号災害に係る『大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト』実施について」ひょうごボランティアプラザ、2019 年 10 月 24 日、https://www.hyogo-vplaza.jp/important_news/entry-125726.html。

³ 兵庫県の調査によれば、県内のボランティア団体・NPO の 25.4% が、2004 年から 2011 年の間に起きた災害で何らかの支援活動を行っている。兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ「第 8 回県民ボランティア活動実態調査報告書」（2015 年）も参照。

余儀なくされる未曾有の災害であった。同時に、その災害救援や支援活動に多くのボランティアが国内外から参集し、この年の1～3月までの延べ活動者数は117万人、1年間で延べ138万人が活動を行ったという記録がある⁴。これ以前の記録にないほどの規模であったことに加え、主として福祉分野の無償奉仕活動を想起させるそれまでのボランティア観を大きく変えたことにより、この年は日本の「ボランティア元年」ともいわれた。

後述するように、日本の市民社会にとってこの年の持つ意味は、これを契機に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）をはじめとする制度化がすすむなど、民間において公益的な活動を行う枠組みを大きく変えたことにある。このことは、一方において、それまで任意で行われていた日本の民間非営利の市民活動がひとつのかたまり（セクター）として可視化されていく過程であることに加え、他方において、本来的に自主的なこうした活動が、諸制度・政策との関連で変容していく過程でもあることを含意している。いわば、日本のボランティア・NPOにとって激動の四半世紀であったといえるが、これらの諸活動のその後の様相は、阪神・淡路大震災直後に盛んに報告されたことに比してその後十分に振り返られていないという現状がある⁵。既に様々な活動が行われている現状からする

⁴ 兵庫県『阪神・淡路大震災：兵庫県の1年の記録』（1996年）、兵庫県県民生活部生活文化局生活創造課『阪神・淡路大震災一般ボランティア活動者数推計』（2000年）。

⁵ もちろん震災時からその後の一定期間における支援活動に関する調査は定性的なものも含め数多く行われている。その代表的なものとして次のものがある。西山志保『ボランティア活動の論理：阪神・淡路大震災からサブシステム社会へ』（東信堂、2005年）、似田貝香門編『自立支援の実践知：阪神・淡路大震災と共同・市民社会』（東信堂、2008年）、佐藤恵『自立と支援の社会学：阪神大震災とボランティア』（東信堂、2010年）、山下祐介・菅磨志保『震災ボランティア

と、制度設計やマネジメントの実務上の方法論に関心が向かうのが必然だとしても、これらの現在の位置や特性について俯瞰的に理解しておくこともまた必要であろう。

本稿では、こうした問題関心から、ボランティア元年以後の経緯を跡づけつつ、今日における日本の民間非営利組織の状況と特性について考えることにしたい。以下では、まず 1995 年以後の NPO と関連制度の変遷を概観した上で、筆者らが実施した直近の調査から、今日の NPO の組織と活動の現状とその方向性について述べる。

二 「ボランティア元年」後の制度変化と NPO

1 どのように「ボランティア元年」は用意されたか

阪神・淡路大震災時において、行政の初動対応の遅さに対比される形で、ボランティアの活躍から様々な可能性に関心が集まる一方で、その活動を支える資金の問題や継続的に活動を行うための組織の必要性など、持続可能性に関する課題も数多く指摘された。こうした可能性と課題の認識が、市民自らが公益的な活動を組織的・継続的に行えるような法制度の必要性の議論へと接続していったのだが、この過程において、民間にあつて営利を目的としない公益性のある組織、すなわち「民間非営利組織」(Nonprofit Organization=NPO)の語が広く一般に紹介されるようになった。

もつとも、この直前の状況としては、1980 年代には NGO (民間

の社会学：“ボランティア=NPO”社会の可能性』(ミネルヴァ書房、2002年)。これらの加え、歴史的把握については、今田忠編『日本の NPO 史—NPO の歴史を読む、現在・過去・未来』(ぎょうせい、2006年)、仁平典宏『「ボランティア」の誕生と終焉：〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』(名古屋大学出版会、2011年)などがある。ただし、いずれも阪神・淡路大震災後の被災地エリアの経緯に絞ったものではなく、仁平はボランティアの概念史である点が本稿と異なる。

非政府組織)を名乗る団体は既に存在しており、1985年には外務省が ODA の予算項目として NGO の調査・支援費を設け、「NGO・外務省関係者懇談会」を実施していた⁶。また、続く1990年代初頭には米国の「NPO」概念が一部で紹介されていたことに触れておく必要がある⁷。たとえば、ピーター・ドラッカーの『非営利組織の経営』の邦訳、フィリップ・コトラーの『非営利組織のマーケティング戦略』の邦訳も1991年に出版され、経済界や組織経営に関心のある一部の層にも「非営利組織」という語が紹介され始めていた。

加えて、経済界においては、それまでの個別企業による文化事業や社会貢献事業を背景に、1990年に「企業メセナ協議会」、経団連の「1%クラブ」などが設立され、この年は「フィランソロピー元年」とも呼ばれた。従来の企業の経済活動に対する振り返りという文脈のなかで、それとは異なる組織や活動のあり方に関心が向かっていた時期でもある。

こうした流れとはまた別に、思想的には、リップナックとスタンプスの『ネットワークング』の邦訳(1984年)が、金子郁容の『ネットワークングへの招待』が1988年に出され、ネットワークング概念が積極的に紹介され、社会運動論や集合行動論に関心を持つ社会学者も多く議論に参加するようになっていた。とりわけ、1985

⁶ より正確には、日本の長い民間公益活動の歴史や、戦後のボランティア活動の流れや振興施策、1980年代の非営利有償の活動(住民参加型在宅福祉サービス団体)など、NPOという語は紹介されないまでも、同種の活動は数多く存在していた。詳細は以下も参照されたい。宮垣元『その後のボランティア元年：NPO・25年の検証』(晃洋書房、2020年)、宮垣元「日本の市民社会の30年：NPOの変遷を中心に」『KEIO SFC Journal』Vol. 18 No. 1 (2018年)、84～105ページ。

⁷ 宮垣元、注6、前掲書、2020年。

年の研究会をルーツとする「日本ネットワークーズ会議」が1989年に発足し、リップナックとスタンプスを招いた第1回フォーラムや、米国のNPO関係者が登壇した1992年の第2回フォーラムを経て、ネットワークングを「市民運動の連携」として語られるなかで「NPO」という概念が紹介されたことの意味は大きい⁸。そして、こうした非営利組織へ世界的に注目が集まる契機となったのもこの時期であり、非営利セクターの世界的台頭を国際比較調査から実証的に導いたレスター・サラモンらの研究プロジェクトがよく知られる⁹。

このように、経営学・組織論の関心や経済界の動向、社会学などをはじめとするネットワークングの議論、国際的な動向の紹介などが出揃い、関心や対象が重なり合いながらも独自の議論が展開されていくなかで起こったのが、1995年の阪神・淡路大震災と「ボランティア元年」であった。

2 NPO 法の変遷と法人数の推移

以上の経緯は、日本のボランティア元年が自然災害とともに偶発的に起こったのではなく、むしろ当時の文脈と世界的潮流の中にあることを意味していた¹⁰。これを契機に社会的な基盤整備の議論が

⁸ 吉田忠彦「日本ネットワークーズ会議と日本におけるNPO概念の形成」『生駒経済論業』第7巻1号（2009年）、699～712ページ。

⁹ Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K., *The Emerging Sector: The Nonprofit Sector in Comparative Perspective -An Overview* (Johns Hopkins University, Institute for Policy Studies, 1994).

¹⁰ より直接的には、阪神・淡路大震災が起こった兵庫・神戸という地域特性がその要因として大きいと考えられる。全国に先駆けて行われた消費者運動やまちづくり運動、最初期の非営利有償の住民参加型在宅福祉サービス団体、最大規模の生活協同組合における助け合い活動の歴史など、様々な分野で先駆的に活動が行わ

進むことは必ずしも唐突なことではなかったともいえる。

そのもっとも重要なものとして、ボランティア団体を念頭に、民間非営利組織に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」（以下、NPO法）がある。同法が施行されたのは阪神・淡路大震災から3年後の1998年だが、この間、各政党間、市民間、そして議員と市民の間で活発に議論が行われたという。議員立法である同法が市民立法といわれるのは、こうした当時の立法過程への多くの人々の参加や対話があったからに他ならない。また、2001年には、当初より議論となっていた税制上の優遇措置を講ずるかについて、「認定NPO法人制度」を新たに設けることで、一定の基準（パブリックサポートテスト）を満たすものについては寄付者の所得控除などを可能とすることとした。

施行当時のNPO法の規定する活動分野は12であったが、2003年には「情報化社会の発展」「経済活動の活性化」「雇用機会の拡大」などの分野を追加し、また、東日本大震災後の2011年（2012年施行）には「観光の振興」や「農山村漁村の振興」などが追加されて20分野とする改正が行われ、届け出を行う所轄庁も各都道府県と政令市の所轄庁に統一された。基準の厳しさなどからその後広がっていなかった認定NPO法人についても、その制度の見直しが行われることで、徐々にその数を増やしていくこととなる。

この間の制度改正の歴史は、情報公開の促進や会計の明確化をはじめ、より「法人組織」としての適切性を高めるための側面があっ

れてきた。阪神・淡路大震災時に、地域外からの多くのボランティア参加があったといわれるが、こうした人たちが地域で活動を展開できたのには、それらに呼応することができる地域内の活動の存在があった。こうしたボランティア活動の連続性については、別稿（宮垣、注6、前掲書、2020年）において詳しく論じた。

たといえる。NPO側も、全国のNPO支援センターなどの中間支援組織が中心となって2009年にNPO法人会計基準協議会を組織し、2010年にはNPO法人会計基準を策定するなど、組織の信頼性を高めるための方策を講じてきた。この会計基準は、2011年の改正NPO法において実質的に採用された。

このようにして、それまで任意での活動であったものが、NPO法施行後20年あまりで51,358（2020年2月末日現在）のNPO法人として活動を行い、認定NPO法人数も1,134（2020年4月10日現在）に至るまでになった（表1）。また、その活動分野については、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う法人がもっとも多く、次いで「社会教育」「子どもの健全育成」「中間支援」「まちづくり」が多くなっている（2019年9月末現在、内閣府まとめによる）。ただし、活動分野が1つだけという法人は全体の1割強でしかなく、多くの法人が複数の分野をまたいで活動していることも特徴といえる。

3 関連諸制度とその影響

このようなNPOの量的規模の拡大と組織化の進展は、一方においてNPOに対する社会的認識の高まり（NPOに対する期待のみならず、厳しい見方の両面を含む）を生むが、並行して、NPO法人が委託事業をはじめ様々な事業を行うようになっていった（表2）。

NPO法施行後には、まず2000年に公的介護保険制度が始まり、それまで非営利有償で高齢者ケアを行ってきた団体を中心に、従来の助け合い活動に加えて介護保険事業を行う団体が登場した。また、障がい者が事業者との契約に基づきサービスを利用する支援費制度（2003年）や、その後の障害者自立支援法（2006年施

表1 NPO法人数の推移

年度	認証法人数	認定法人数
1998年度	23	-
1999年度	1,724	-
2000年度	3,800	-
2001年度	6,596	3
2002年度	10,664	12
2003年度	16,160	22
2004年度	21,280	30
2005年度	26,394	40
2006年度	31,115	58
2007年度	34,369	80
2008年度	37,192	93
2009年度	39,732	127
2010年度	42,385	198
2011年度	45,138	244
2012年度	47,540	407
2013年度	48,980	630
2014年度	50,087	821
2015年度	50,866	955
2016年度	51,515	1,020
2017年度	51,868	1,063
2018年度	51,605	1,101
2019年度2月末現在	51,358	1,147

(注)「認証法人数」は特定非営利活動法人として認証された数、「認定法人数」はそのうち認定NPO法人制度により認定を受けた法人数を指す。

(出典)「認証・認定数の推移」『内閣府NPOホームページ』内閣府政策統括官(经济社会システム担当)、2020年4月10日、<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>。

表 2 NPO 法と関連諸制度の変遷

1995 年	阪神・淡路大震災とボランティア元年（インターネット元年）
1998 年	特定非営利活動促進法（NPO 法）施行：認証主義による初めての法人格付与制度（12 分野）
2000 年	介護保険法施行と NPO 法人の参入
2001 年	認定 NPO 法人制度の開始
2003 年	改正 NPO 法施行：情報化社会、経済活性化、雇用拡充など 5 分野追加（17 分野） 支援費制度施行（2006 年に障害者自立支援法、2012 年に障害者総合支援法） 指定管理者制度の開始（地方自治法の一部改正）：NPO 法人の参入機会
2010 年	民主党政権（2009-2012 年）と「新しい公共」政策（2010-2012 年） NPO 法人会計基準協議会（2009 年設立）「NPO 法人会計基準」策定
2011 年	東日本大震災と NPO の活躍・寄付元年
2012 年	改正 NPO 法施行：認定制度・所轄庁変更、会計基準の採用（20 分野）
2013 年	新公益法人制度へ移行完了（2008 年施行～）：一般社団法人の拡大
2015 年	生活困窮者自立支援法施行
2017 年	改正 NPO 法施行（一部は 2016、2018 年施行）：情報公開強化拡大

（出典）筆者作成

行、2012 年に障害者総合支援法となる）においても、NPO 法人がその事業を行うことが可能となった。また、生活困窮者自立支援法（2015 年施行）においても NPO が様々な委託事業を行うなど、福祉分野を中心に、NPO 法人が諸制度の中に位置づけられるようになってきている。

これらに加えて、地方自治体は新参画に関する条例や助成金の整備、公設の NPO センターの設置などといった独自の NPO の支援施策を行うことに加え、様々な施策において委託事業を行うことも珍

しくなくなった。一例として、兵庫県では、地域における就労や起業支援を行う「生きがいごとサポートセンター」事業は、県内6箇所（2019年度）すべてのセンターがNPO法人の委託事業として行われており、就労・起業のみならず、ボランティア参加や地域活動への参加などを含め成果をあげてきた¹¹。

さらに、委託事業ではないものの、行政との関係としてとりわけ重要なのは、指定管理者制度（2003年施行）により、従来地方自治体が管理・運営を行っていた施設等を、NPO法人を含む民間の事業者が代行することができるようになったことであろう。このなかにおいて、たとえば、ボランティア・NPOの活動支援を行う中間支援組織が当該地域のNPOセンター（名称は個々に異なる）を委託運営するようになるなど、その事業実施により財政面で安定的な組織運営を行えるようになったNPO法人も少なくない。

また、民主党への政権交代後の2010年から行われた一連の「新しい公共」政策においては、肥大化した行政のスリム化とともに、地域のNPOをはじめとする住民や企業等が「公」に参加する社会のあり方が構想され、NPOの支援事業や基盤整備事業が全国的に実施された。約2年続いた同政策はNPOの事業数と事業収入、それに伴う常勤スタッフの拡大を通じて組織力の向上につながったものの、その後の自民党への政権交代によりこのトレンドは長くは続かなかった。委託事業が急速に拡大しながらも、その後一気に反転縮小するという、政権交代に伴う急な変化に翻弄された時期でもあった¹²。

¹¹ ひょうご中間支援の20年研究会『中間支援組織の20年：阪神・淡路大震災からのNPO活動と未来』（2015年）。

¹² 2010年1月の施政方針演説で当時の鳩山由紀夫首相により「新しい公共」が提唱

そして、2000 年に本格的な検討が始まり、2008 年から 2013 年にかけて行われた公益法人制度改革（2007 年に公益法人制度改革関連 3 法が可決・成立）は、明治期の 1896 年の民法制定以来変わらず続いてきた公益法人制度の大きな改革であった。これは、一般社団・財団法人を定める「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、公益社団・財団法人の認定を定める「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、及び関連整備法である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」からなり、2008 年に施行され、2013 年に新制度への移行が完了している。主務官庁制を廃止し、準則主義（登記）により非営利法人格を取得することができると同時に、公益性の認定をそれとは切り離して行うことなどが従来とは大きく異なる点であった。

この改革により、NPO 法以前より議論されてきた民間非営利の諸活動に関する制度的枠組みが一定の決着をみたと考えることができる。また、法人格取得を必要とする側からしても、NPO 法人か一般社団法人等という選択肢が増えることとなった。事実、一般社団法人の設立数は急速に増加してきており、その数は NPO 法人数を超えている。前掲の表 1 が示すように、NPO 法人の認証数が 2017 年度に頭打ちとなっているのは、こうした選択肢が増えたことの強い影響が考えられる。

され、同年に 8 回の円卓会議が、続いて 2012 年 10 月までに 9 回の推進会議が開催されたが、第二次安倍晋三内閣発足後の同年 12 月に廃止が閣議決定された。

三 NPO 法人の組織運営とネットワーク

1 論点と調査概要

ここまでみてきたように、NPO法の施行から公益法人制度改革を含む様々な制度変化を経た今日のNPOの姿は、この間の数多くの災害とその支援活動という社会情勢とも密接に関連しながら、数の増加のみならず、その内実も大きく変わってきたと考えられる。

そもそも、阪神・淡路大震災時においては、任意の人々が自発的に活動を展開したネットワークであったものが、登記し法人化することは、組織として社会的に顕在化することを意味し、このこと自体が大きな変化といえる。もちろん、全体としてみれば、NPO法人数が5万超という数字はセクターとして括るのに十分な規模ともいえるだろうし、個々の組織にとっては、アカウンタビリティや社会的評価への対応が組織の公式度を高めることになるだろう。このことは、他方において組織内の関係性や雰囲気にも影響することも考えられる。また、組織の持続可能性の確保の観点から、とりわけ行政の事業委託の増加による事業化の進展はいわゆる組織維持の力学を生むことになろう。またその多くが行政との協働として行われている現状を踏まえると、NPOの組織間関係の構造を規定しているとも考えられる。そのようななか、一般社団法人の増加なども背景としつつ、転換期を迎えるNPO法人の今後の方向性も明確に見通せる状況とはいえない。

これらのことを踏まえ、以下では、こうした事業組織化に関連する諸項目、行政などとの組織間関係、および近年の変化の方向性について、直近のデータから検討を加えることにしたい。

NPO法人に関する調査は様々な実施されてきているが、冒頭にも述べたように、阪神・淡路大震災後に盛んに行われた状況に比し

て必ずしも十分とはいえない状況にある。そうしたなかで近年の状況を把握する大規模調査としては、内閣府が 2013 年より実施している「特定非営利活動法人に関する実態調査」があり、活動状況や財務状況についての全国レベルでの基礎的情報は得られる。ただし、活動分野やボランティア数、寄付の受入状況、認定法人への意向など調査項目が限られており、前述のような関心に答えるものとはいえない。

そこで本稿では、兵庫県の NPO 法人全数を対象として筆者らの研究グループが実施した質問紙調査（2017 年実施）の結果を用いることにしたい。兵庫県は、前述の通り NPO 法につながる契機となった地ともいえ、法施行後も一貫して法人数は上位 6 位内にあるなど、活動の盛んな地域のひとつであることがよく知られる。また、政令都市を含む都市部と地方部の双方を含むなど、地域内の多様性も高いことは、多様性の高い NPO 法人の全体的な状況を知る上でも適していると考えられる。

調査概要とサンプルの分布は以下の通りである¹³。調査票と単純集計結果を含む調査の分析結果は「ひょうご NPO データブック 2018」にまとめられており、本稿も基本的にその内容に依拠して

¹³ 兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ『ひょうご NPO データブック 2018』（2018 年）。なお、本調査は「社会ネットワークと非営利組織研究プロジェクト」により実施されたものである。本稿はこの二次分析であり、分析結果の詳細は以下も参照されたい。西岡暁廣・宮垣元・鈴木純「NPO の組織変化とネットワーク・協働：兵庫県 NPO 法人調査の実証分析」『経済社会学会年報』40 号（2018 年）、46～57 ページ；猿渡壮・鈴木純・宮垣元「民間非営利組織におけるネットワーク構造と協働：兵庫県 NPO 法人調査に基づく実証分析」『国民経済雑誌』219 巻 5 号（2019 年）、21～34 ページ；鈴木純・宮垣元・山本圭三・猿渡壮・西岡暁廣「NPO 法 20 年目における非営利組織の構造と動態：ネットワークの視点から」『経済社会学会年報』41 号（2019 年）、46～56 ページ、宮垣元、注 6、前掲書、2020 年。

いる。また、以下の分析の一部は宮垣（2020年）においても詳述した。

- ・調査名：兵庫県のNPO法人に関する活動調査アンケート
- ・調査時期：2016年11月～2017年1月
- ・調査対象：兵庫県・神戸市が所轄庁のNPO法人全数（対象確定時の認証済2,157法人）
- ・調査方法：郵送留置法、自記式（理事長・事務局長など、組織の事情によく通じたスタッフに無記名での回答を依頼し、郵送にて回収）
- ・有効回答数：569ケース
- ・有効回答率：27.7%（宛先不明・法人格変更を除く）
- ・主な調査項目：団体の組織概要（スタッフ構成・参加経路、財政状況など）
団体の活動状況（活動分野・内容、活動の変化、他組織との協働など）
団体の利用者（利用の契機、団体との関係・相互性など）
運営上の意識・雰囲気（政治参加、組織目的の共有、人間関係など）

調査結果から対象団体の分布と基礎的な状況について概観しておこう。まず、設立年についてみると、12.3%が阪神・淡路大震災以前（1994年以前）に活動が始まっており、21.4%がNPO法施行前である1997年以前からの（法人格取得前から発足していた）団体である。このことは、逆に、震災やNPO法施行以後に設立された団体が既に全体の8割近くを占めていることを意味する。所在地に

つについては、都市部である神戸・阪神（南・北）が59.1%となっており、40.9%が播磨（北・中・西）・但馬・丹波・淡路地域である。

主たる活動分野（単数回答）は「保健・医療・福祉」（42.5%）がもっとも多く、以下「子どもの健全育成」（11.6%）、「まちづくり」（8.5%）、「環境の保全」（8.2%）、「学術・文化・芸術・スポーツ」（7.1%）の順で多くなっており、ここまでで全体の77.9%を占める。ただし、1つの分野のみを行っている団体は全体の24.3%であり、4分の3以上の団体は複数分野で活動を行っている。相応する公的統計がないため単純な比較は出来ないものの、分野の割合および複数分野にまたがる傾向は全国的な法人の登記情報に近い¹⁴。

2 組織運営の実態

では、実際の組織運営はどのようになっているだろうか。組織スタッフをはじめとする担い手についてみると、事務局スタッフの平均人数が4.4人、その他の活動者を合わせると22.2人となっており、正会員数（NPO法上の社員）の平均は48.9人となっている。活動者の年齢は60-69歳がもっとも多く（事務局スタッフ：51.9%、その他の活動者：69.4%）、29歳以下の割合がもっとも低い（事務局スタッフ：11.6%、その他の活動者21.6%）という結果となった。また、事務局スタッフのうち、全員が有給である団体と全員が無給である団体がともに4割程度であり、二極化ともいえる

¹⁴ 内閣府のNPO法人の統計情報は定款上の記載事項に基づくもので、分野は複数回答、分野数は定款上の記載数に基づくのに対し、本調査は実態に基づく結果という違いがある。分野については、定款上（内閣府まとめ）は「社会教育」を目的に掲げる団体が多いが、主たる分野についての単数回答（本調査）では、それが少なくなっている。

分布となっている。総じて、これらの規模については分散が大きい。なお、専用の事務所を有する団体は62.8%であった。

財政の規模については、約半数(49.9%)が年間収入500万円未満である。ただし、50万円未満の団体が20.1%である一方、3,000万円以上の団体も22.2%存在しており、ここでも分散が大きいことがわかる。その内訳についてみると、自主事業収入がない団体が28.1%である一方、6割以上を占めるといふ団体も29.9%ある。また約3分の2近く(66.2%)の団体は行政からの受託事業収入がないものの、受託事業収入が総収入の6割以上という団体も16.4%存在し、自主事業収入に次いで多い。さらに、助成金・補助金がある団体とない団体はおおよそ半数ずつであり、会費がない団体も21.8%、寄付金収入のない団体が51.2%である(表3)。

また、運営実態や組織内の関係性についてみると、まず担い手が活動に関わるようになったきっかけは、団体スタッフからの紹介(事務局スタッフ:63.9%、その他の活動者:62.2%)がもっとも多く、パーソナル・ネットワークを介する参加の重要性が浮き彫りとなった。また、年に1~2回以上の親睦会を行う団体が83.7%、スタッフ同士の会食や遊びに行くことがあるとする団体も56.2%('あてはまる」「ややあてはまる」の合計)あり、組織内での非公式的なつながりがある様子が見られる。

3 組織間ネットワークの構造

次に、他組織との協働・連携を示す組織間ネットワークの構造についてみることにしよう。まず、94.6%の団体が相手組織の種類に関わらず何らかの関係を築いており、その数の平均は約4.4組織であった。7つ以上の組織と協働・連携を行っているという団体も22.1%あり、NPOが多くの協働関係のなかで活動を展開している

表3 兵庫県のNPO法人の財政状況（総収入に占める割合）

	会費		寄付金		自主事業収入		行政からの 受託事業収入		助成金 補助金		その他	
	%	累積%	%	累積%	%	累積%	%	累積%	%	累積%	%	累積%
0割	21.8	21.8	51.2	51.2	28.1	28.1	66.2	66.2	51.8	51.8	82.5	82.5
2割未満	49.9	71.7	32.2	83.4	21.7	49.7	7.4	73.6	20.6	72.4	13.6	96.0
4割未満	11.8	83.5	7.5	91.0	12.8	62.5	4.2	77.7	8.5	80.9	1.9	97.9
6割未満	5.1	88.6	2.8	93.8	7.5	70.1	5.8	83.6	4.2	85.1	0.6	98.5
8割未満	3.4	92.0	2.8	96.6	10.0	80.0	4.5	88.1	6.2	91.3	0.9	99.4
8割以上	8.0	100.0	3.4	100.0	20.0	100.0	11.9	100.0	8.7	100.0	0.6	100.0
N	527		531		531		530		529		531	
平均	1.80		0.99		3.34		1.80		1.72		0.26	
標準偏差	2.69		2.01		3.55		3.15		2.83		1.04	

（出典）兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ、注13、前掲報告書、2018年。

ことがうかがえる。こうした組織を取り巻くネットワークの構造についてみると、内容に関わらずもっとも関係を持っている相手が行政（75.6%）で、以下、NPO法人・ボランティア団体（62.5%）、地縁団体（53.3%）、社会福祉協議会（52.6%）、学校（52.6%）、民間企業（47.6%）、病院・福祉施設（46.4%）、社団・財団（36.6%）、生活協同組合（14.0%）の順となっている。これらから、NPO間よりも行政との関係が多いことが示唆され、また地縁団体との関係も相対的に多い一方で、民間企業との関係は相対的に少ないことがわかる。

協働の内容については、もっとも多いのは情報交換・相談やイベントへの参加・協力であり、全体の約3分の2の団体が他組織との間でこうした関係を結んでいる。また、半数前後の団体が交流会・勉強会（57.1%）、場所や資金の提供を受ける（45.9%）、協働事業（44.3%）を行っており、実質的に相互のコミットメントが必要となる関わりを有していることがわかる。これらに比べると「人材紹介・人材派遣」を行っている団体はやや少ない（23.4%）。ただし、全体の4分の1近い団体において人の紹介や参加を、他組織を経由して行っているということを示しており、ここでもネットワークに依存した組織運営の様子を見出すことができる。

以上のように、総じて行政との情報交換・相談が多いという結果であるが、その他の組織との関係を整理したのが表4である。たとえば、相互の交流や相談・調整などを含むためより深い関係性と考えられる交流会・勉強会は、NPO間がもっとも多くなっており、行政との間で実施されている割合も次いで高い。イベントへの参加・協力は、行政、地縁団体、社協、NPOの順で多いが、次いで民間企業や学校とも実施していることがわかる。人材紹介・派遣についてはNPO間に次いで民間企業で実施率が高い。さらに、場所や資

表 4 NPO 法人の組織間ネットワークの構造

(%)

	情報交換 ・相談	交流会 ・勉強会	イベント への参加 ・協力	人材紹介 ・人材派 遣	場所や資 金の提供 を受ける	協働事業	その他	どれも していな い
行政 (n=561)	53.1	25.0	39.4	6.6	24.2	20.7	5.5	24.4
社会福祉協議会 (n=563)	31.8	16.2	27.7	5.2	9.1	7.6	5.3	47.4
民間企業 (n=563)	19.4	10.1	21.5	7.5	14.6	13.1	7.5	52.4
生活協同組合 (コー プこうべ) (n=563)	6.4	2.8	6.7	1.4	2.0	2.3	2.0	86.0
病院・福祉施設 (n=563)	25.8	15.8	19.2	5.5	3.4	7.8	6.7	53.6
学校 (幼稚園、保育 所含む) (n=563)	21.7	12.1	27.0	5.0	3.7	6.9	8.5	47.4
社団法人・財団法人 (n=563)	16.9	9.1	15.5	3.7	10.8	6.7	4.1	63.4
地縁団体 (自治会、 町内会等) (n=563)	25.0	14.2	34.6	3.2	5.7	9.8	5.5	46.7
NPO 法人、ボラン タリー団体 (n=562)	45.0	26.0	27.2	8.4	5.5	15.3	6.4	37.5

(出典) 西岡・宮垣・鈴木、注 13、前掲論文、2018 年。

金の提供では行政に多く依存しているが、民間企業や社団法人・財団法人も他に比して高い割合となっている。そして、協働事業は行政、NPO、企業の順で実施されている割合が高いということがわかる。

なお、行政との関係については、別の設問でその関係性について聞いている。これによれば、「行政の政策動向を意識して活動や事業を行っている」とした団体が 65.8%、「行政の指導や助言に従って事業を運営することが多い」とした団体も 45.3%となっており、

行政の動向と組織運営が比較的高く関連している実態があることがわかる¹⁵。

4 動向と方向性

最後に、スタッフの数や活動数、収入など、組織の変化が5年前と比べてどのように変化したかをみよう（表5、全14項目）。活動や事業の対象となるサービスの利用者を除き、どの項目も「同じくらい」という回答がもっとも多いが、増加（「大きく増えた」と「やや増えた」の合計）と減少（「大きく減った」と「やや減った」の合計）の割合に注目すると、参加者や活動の規模、年間総収入などに関する項目は、増加した団体の方が減少した団体よりも多いことがわかる。想起質問であることに留意が必要ではあるが、総じて、現状維持もしくは拡大傾向であることが見出せる。

ただし、次に述べるように、その内実は一貫したものとはいえない。まず人の増減に着目すると、サービス利用者の数は大きく増加していることに加え、活動・事業の種類や数、活動する対象地域もおしなべて増加しているとする団体が多い。このことは、社会的なニーズの高まりを端的に示していると考えられるだろう。これに対して、それを担う側となる、事務局スタッフや活動者、有給スタッフ、正会員の数なども増加しているとする団体の方が多いものの、その割合はニーズに対して大きくはない。とりわけ、活動者や正会員の数については、減少したとする団体も一定割合あり、高まるニ

¹⁵ このことに関連し、行政に対し「政策提言や意見書の提出」を行う団体も25.9%存在していることがわかっている。これらのことから、行政の動向や指導を強く意識して組織運営がなされているという実態があるものの、意見表明や政策提言を行うような双方向の関係性があることも伺える（猿渡・鈴木・宮垣、注13、前掲論文、2019年）。

一ズに対し、担い手側がそれに追いついていない様子が推察される。

また、収入の内容でみると、自主事業収入、行政からの受託事業収入については増加している団体が多いが、助成金・補助金や寄付金については増加した団体よりも減少した団体の方が若干多くなっている。このことは、事業化の進展の一方で、社会的な支援の相対的な弱さを示しているといえる。

四 議論と結論：事業組織化が生み出すジレンマ

「ボランティア元年」といわれた 1995 年からの四半世紀の変遷を振り返ったとき、まず確認されるべきことは、当初概念が先行していた「NPO」が、法人格を有する組織を中心として、規模を拡大しながら具体的な存在となったということである。しかし、その内実は、この短い期間で大きく変化してきているといえよう。それは、一方において制度政策の影響から、他方において社会情勢の変化から生じていると考えられる。

第二節でみたように、NPO 法の数度の改正は NPO 法人の規模の拡大と組織化を進めてきたといえる。対象とする活動分野の追加や様々な振興施策のみならず、情報公開や会計基準、認定 NPO 法人制度の基準などがこの間の主たる関心であり、このことは組織の公式化を進めることを意味する。こうした動きと並行して、公的介護保険などの関連諸制度、指定管理者制度や地方自治体の委託事業の存在が、とくに関連する NPO の事業化を促すことになった。これは、当初より NPO の持続可能性に対する課題認識があったことや、2000 年代から広がった若い世代のソーシャルビジネスへの関心の高まりなども背景となり、いわば「稼ぐ NPO」を志向させる

表5 直近5年間の変化

(%)

	大きく 増えた	やや 増えた	同じ くらい	やや 減った	大きく 減った
事務局スタッフの数 (N=427)	7.3	21.5	59.7	8.2	3.3
その他の活動者の数 (N=423)	11.3	27.7	46.1	12.8	2.1
有給スタッフの数 (N=367)	14.7	20.4	54.5	4.9	5.2
正会員(社員)の数 (N=431)	5.6	18.6	57.3	15.5	3.0
サービス利用者数 (N=223)	32.3	30.9	19.7	9.9	7.2
活動・事業の種類 (N=418)	10.0	30.9	51.0	6.2	1.9
活動・事業の数 (N=420)	11.2	32.1	47.9	6.0	2.9
活動・事業の対象地域 (N=420)	5.0	22.6	69.8	2.1	0.5
団体内の親睦会の頻度 (N=404)	2.2	13.1	73.8	7.2	3.7
年間総収入 (N=431)	19.7	29.7	30.2	13.2	7.2
自主事業の収入 (N=391)	12.0	28.4	41.4	11.5	6.6
寄付金 (N=374)	3.5	15.0	61.5	11.0	9.1
行政からの受託事業の収入 (N=307)	10.7	15.3	54.1	8.8	11.1
助成金・補助金 (N=349)	7.2	14.3	52.4	15.5	10.6

(注) 表中の「サービス利用者数」は該当団体のみが対象で、選択肢は「増えた」「やや増えた」「同じくらい」「やや減った」「減った」の値。

(出典) 兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ、注13、前掲報告書、2018年より作成。

ことにつながっていったと考えられる。以上のような経緯のなかで、NPOの組織化と事業化というトレンドが形成されたことを確認したい。

こうした公式組織化に対して実際の組織運営についてみると、第三節の調査結果から、担い手の多くがパーソナル・ネットワークを介した参加であることがわかった。このことは、既によく知る人間関係が組織内に持ち込まれていることを意味し、組織内の親睦会やプライベートなつきあいなどからもその雰囲気が出されている。

外形的には法人組織としての公式性が求められるなかで、組織内はインフォーマルな人間関係に基づく運営がなされていることが推察されよう。すなわち、NPO が、社会的にはサービス供給組織（公共財供給の主体）としての役割が求められる一方で、参加者にとっては居場所や社会参加の場としての価値を有する存在であることを示すものである。多くの政策は前者への期待からそれを促すことを志向してきたといえるが、それに偏重すると、組織境界の明瞭化、分業化や官僚制化を通じて他方の機能が削がれてしまうという一種のジレンマにつながる。

また、事業化についても、NPO 自身がそれを志向したということのみならず、政策的に、あるいは社会的要請としてそのことが志向させられてきたという側面がある。第三節の調査結果でみた利用者や活動数、地域の拡大という動向からわかるとおり、社会的ニーズは明らかに高まってきており、それに呼応して事業化は進んでいることが考えられる¹⁶。しかし、これも調査結果から明らかとなったように、担い手となる活動者がそれに追いついていない実態

¹⁶ 事業化の内実が、行政からの委託事業が多くを占めることを踏まえると、こうした関係性が NPO の下請化を生じさせるか否かという議論もある。また同様に、行政との関係やその財政的依存が政策提言的な機能に影響する可能性も排除できない。紙幅の関係からこれらの論点については別稿に譲るが、関連する議論としては以下も参照されたい。小田切康彦・新川達郎「行政との協働が NPO へ及ぼす影響：事業委託を例として」『同志社政策科学研究』第 9 卷 1 号（2007 年）、37～50 ページ、原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO 再構築への道：パートナーシップを支える仕組み』（勁草書房、2010 年）、坂本治也「政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー：政府の自立性と逆 U 字型関係に着目した新しい理論枠組み」『ノンプロフィット・レビュー』第 17 卷 1 号（2017 年）、23～37 ページ、ベッカネン、ロバート（佐々田博教訳）『日本における市民社会の二重構造：政策提言なきメンバー達』（木鐸社、2008 年）。Pekkanen, Robert, *Japan's Dual Civil Society: Members without Advocates* (Stanford University Press, 2006).

（担い手の数の問題に加え、主な層の高齢化の問題）もあり、資源の乏しいなかで何とか社会的要請に応えようとしている様子が推察される。とくに、助成金や寄付金については減少傾向が示されており、担い手の不足も含め、総じて NPO を支える社会的支援や自発的参加の部分が不足しているといえる。社会的ニーズが拡大する一方で支援の減少が同時に進行しており、ここにもジレンマともいえる状況を見出すことができよう。

さらに、組織間関係についても、行政との関係が他組織よりも多いという結果は、行政との協働の進展と見做せる一方で、その政策動向に強く影響を受ける可能性を併せ持つ。前述の通り、活動資源となる担い手の参加の多くがネットワークを介するという現状を踏まえると、NPO 間をはじめとする多様なネットワークの構築は、資源獲得という観点からも重要である。ところが、組織間関係の構造が行政に偏重することで、一方で社会的ニーズを取り込みながら、他方において他の組織（とりわけ NPO 間や地縁系組織）からの相応する資源獲得の点で弱含む可能性を示唆する。ここにも行政との関係で生じる事業組織化が生み出すジレンマを見出すことができる。

NPO の組織化と事業化の進展は、セクターとしての確立と社会課題解決という成果を成し遂げるための道のりであったといえる。しかしながら、市民・地域住民による助け合いのネットワークであった存在が、市民のためのサービス供給主体へと、その性質を変えてきたという側面も見出せた。震災期の活動がそうであったように、NPO が多くの参加と支えのなかではじめて成立する組織であることを考えると、とりわけ行政との関係のなかで生じる事業組織化が、かえってその活動のための資源獲得を遠ざけている実態は、本来的な NPO の存立基盤を揺るがすことにつながりかねないとい

う意味で大きな課題に違いない。ボランティア元年から四半世紀が経ち浮かび上がるのは、こうした重要な岐路に立つ NPO の姿であったといえる。

【謝辞】本研究は JSPS 科研費（課題番号「15K03430」「15K03865」「19K02136」）

の助成を受けた成果の一部である。

（寄稿：2020 年 1 月 15 日、再審：2020 年 2 月 26 日、採用：2020 年 4 月 1 日）

民間非營利組織的 25 年

—從兵庫縣的 NPO 調查來看事業組織化影響—

宮垣 元

(慶應義塾大學總合政策學部教授)

【摘要】

在 1995 年的阪神淡路大地震中，許多志工進行支援活動，自此以來已過了 25 年。在這段期間裡，引入了非營利組織（NPO）的概念，並在法律制度與政策上有了進一步的發展。超過 5 萬以上的 NPO 法人急速帶動日本市民社會的風氣，其內涵亦隨之變遷。本文爬梳了前述 25 年之發展情形；同時，也從近年來的調查結果中整理出目前 NPO 的情況。研究顯示，各式各樣的制度與政策促成了 NPO 的組織化發展，並連帶促進以委託項目為主的事業化發展。再者，從網絡結構層面來看，與行政系統的關係獲得加強，可觀察出從「由市民組成的組織」到「為市民存在的組織」之性質轉變。然而，在市民需求不斷提升，並促使 NPO 事業組織化發展之際，也發現承擔人才及社會支持方面的各種配套無法跟上以因應其變化的現況。為此，為達到以 NPO 可持續性為目的之事業組織化發展，反而將可能造成其疏於從社會上獲取資源之困境。

關鍵字：阪神・淡路大地震、民間非營利組織、NPO 法、組織化、事業化

The 25 Years of NPOs and Their Current Situation: The Impact of Formalization as Seen from the Survey in Hyogo, Japan

Gen Miyagaki

Professor, Faculty of Policy Management, Keio University

【Abstract】

It has been 25 years since many volunteers gathered in support during the Great Hanshin-Awaji Earthquake in 1995. Since then, the concept of non-profit organization has been introduced and the legislation and policy have also evolved. More than 50,000 incorporated NPOs and the civil society in Japan have rapidly been extended during this time. This paper summarizes this fact and discusses the current situation around NPOs during the past 25 years based on recent survey results. Various institutions and policies accelerated the organization of these NPOs, while the commissioned projects promoted the formalization of them. The relationship between NPOs and the local government has been enhanced so that the organization by citizens has been transformed to the organization for citizens. The formalization and organization of NPOs have been required to meet the citizen's needs; however the social support from societies has not been adequate. As a result, there exists a dilemma that the formalization and organization of NPOs for sustainability makes resource acquisition from society rather difficult.

Keywords: The Great Hanshin-Awaji earthquake, non-profit organization, the NPO Law (Law Concerning the Promotion of Specific Non-Profit Organization Activities), organization and formalization

〈参考文献〉

- 「認証・認定数の推移」『内閣府 NPO ホームページ』内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、2020年4月10日、<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>。
- “Ninsho, ninteisu no suii” [Certifications, and Changes in the Numbers of Certifications], *Naikakuho npo homupeji [Cabinet Office Nonprofit Organization Website]*, Director General for Economic, Fiscal and Social Structure, Cabinet Office, April 10, 2020.
- 「ボランティア不足深刻、台風19号、悪天も影響」『日本経済新聞』（電子版）2019年10月31日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51662380R31C19A0CC1000/>。
- “Boranteia busoku shinkoku, taifu 19go, akuten mo eikyo” [The Bad Weather Created by Typhoon No. 19 also Leads to Severe Shortage of Volunteers], *Nikkei Shimbun: Electronic ed.*, October 31, 2019.
- 「令和元年台風19号災害に係る『大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト』実施について」ひょうごボランティアプラザ、2019年10月24日、https://www.hyogo-vplaza.jp/important_news/entry-125726.html。
- “Reiwa gannen taifu 19go saigai ni kakaru ‘daikibo saigai boranteia katsudo oen purojiekuto’ jissai ni tsuite” [Regarding to Disasters Created by Typhoon No. 19 in 2019, “Volunteering Activity Supportive Project for Mass Disasters” has been Implemented], Hyogo Voluntary Plaza, October 31, 2019.
- 今田忠編『日本のNPO史—NPOの歴史を読む、現在・過去・未来』（ぎょうせい、2006年）。
- Imada, Makoto, *Nihon no npo shi: npo no rekishi wo yomu, genzai kako mirai [The History of Japan's Nonprofit Organizations: Reading the History of Nonprofit Organizations, from its Present, Past, and Future]*, GYOSEI, 2006.
- 小田切康彦・新川達郎「行政との協働がNPOへ及ぼす影響：事業委託を例として」『同志社政策科学研究』第9巻1号（2007年）、37～50ページ。
- Kotagiri, Yasuhiko, Niikawa, Tatsuro, “Gyosei tono kyodo ga npo e oyobosu eikyo: jigyo itaku wo rei toshite” [The Impact of Public-Private Partnership on NPOs in Japan: Case Studies of Contracting-Out Services], *Doshisha University Policy & Management Review*, Vol.9, No.1, 2007, pp.37-50.
- 坂本治也「政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー：政府の自立性と逆U字型関係に着目した新しい理論枠組み」『ノンプロフィット・レビュー』第17巻1号（2017年）、23～37ページ。
- Sakamoto, Haruya, “Seifu eno zaiseiteki izon to shimin shakai no adobokashi : seifu no jiritsusei to gyaku uji gata kankei ni chakumoku shita atarashii riron wakugumi” [New Perspectives on the Relationship between Public Funding and Advocacy: The Influence of the Level of Governments' Independence from Civil Society and the Nonlinear Impact on

Advocacy], *The Nonprofit Review*, 2017, pp.23-37.

佐藤恵『自立と支援の社会学：阪神大震災とボランティア』（東信堂、2010年）。

Sato, Kei, *Jiritsu to shien no shakaigaku: hanshin daishinsai to boranteia [The Sociology of Independence and Support: The Great Hanshin Earthquake and Volunteers]*, TOSHINDO, 2010.

猿渡壮・鈴木純・宮垣元「民間非営利組織におけるネットワーク構造と協働：兵庫県 NPO 法人調査に基づく実証分析」『国民経済雑誌』219 巻 5 号（2019 年）、21～34 ページ。

Saruwatari, Takeshi, Suzuki, Jun, Miyagaki, Gen, “Minkan hierisoshiki ni okeru nettowaku kozo to kyodo: hyogoken npohojin chosa ni motozuku jishshobunseki” [The Structure of Cooperation Networks in NPOs: An Empirical Analysis in Hyogo], *Journal of Economics & Business Administration*, Vol.219, No.5, 2019, pp.21-34.

鈴木純・宮垣元・山本圭三・猿渡壮・西岡暁廣「NPO 法 20 年目における非営利組織の構造と動態：ネットワークの視点から」『経済社会学会年報』41 号（2019 年）、46～56 ページ。

Suzuki, Jun, Miyagaki, Gen, Yamamoto, Keizo, Saruwatari, Takeshi, Nishioka, Akihiro, “Npoho 20nenme ni okeru hieri soshiki no kozo to dotai: nettowaku no shiten kara” [The Structure and Dynamics of Nonprofit Organizations in the 20th Anniversary of the Nonprofit Organization Act: Looking from the Perspective of Network], *The Annual of Society of Economic Sociology*, No.41, 2019, pp.46-56.

西山志保『ボランティア活動の論理：阪神・淡路大震災からサブシステンス社会へ』（東信堂、2005年）。

Nishiyama, Shio, *Borantia katsudo no ronri: hanshin, awaji daishinsai kara sabushitensu shakai e [The Logic of Volunteering: from the Great Hanshin-Awaji Earthquake to the Subsistence Society]*, Toshindo, 2005.

西岡暁廣・宮垣元・鈴木純「NPO の組織変化とネットワーク・協働：兵庫県 NPO 法人調査の実証分析」『経済社会学会年報』40 号（2018 年）、46～57 ページ。

Nishioka, Akihiro, Miyagaki, Gen, Suzuki, Jun, “Npo no soshiki henka to nettowaku, kyodo : hyogoken npo hojin chosa no jishsho bunseki” [Organizational Transformations, Networks, and Collaborations of Nonprofit Organizations: the Empirical Analysis Survey on Hyogo Nonprofit Organization Corporations], *The Annual of Society of Economic Sociology*, No.40, 2018, pp.46-57.

似田員香門編『自立支援の実践知：阪神・淡路大震災と共同・市民社会』（東信堂、2008年）。

Nitagai, Kamon ed, *Jiritsu shien no jissenchi : hanshin awaji daishinsai to kyodo shimin shakai [The Practical Knowledge of Independence and Support: The Great Hanshin-Awaji Earthquake, the Community and the Civil Society]*, TOSHINDO, 2008.

仁平典宏『「ボランティア」の誕生と終焉：〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』（名古屋大学出版会、2011年）。

- Nihei, Norihiro, *'Boranteia' no tanjo to shuen: 'zoyo no paradokkusu' no chishiki shakaigaku [The Birth and the End of "Volunteering: the Knowledge Sociology of the "Paradox of Gifts"]*, The University of Nagoya Press, 2011.
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO再構築への道：パートナーシップを支える仕組み』（勁草書房、2010年）。
- Harada, Koki, Fujii, Atsushi, Matsui, Mariko, *NPO saikochiku eno michi: patonashippu wo sasaeru shikumi [Rebuliding of the Japanese Third Sector: Systems for the Better Partnership]*, Keisoshobo, 2010.
- 兵庫県『阪神・淡路大震災：兵庫県の1年の記録』（1996年）。
- Hyogo prefecture, *Hanshin awaji daishinsai: hyogoken no Inen no kiroku [The Great Hanshin-Awaji Earthquake: One-year Record of Hyogo Prefecture]*, 1996.
- 兵庫県県民生活部生活文化局生活創造課『阪神・淡路大震災一般ボランティア活動者数推計』（2000年）。
- Hyogoken kenmin seikatsubu seikatsu bunkakyoku seikatsu sozoka, *Hanshin awaji daishinsai ippan boranteia katsudoshu suikei [Estimated Numbers of General Volunteering Activists in the Great Hanshin-Awaji Earthquake]*, 2000.
- 兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ『ひょうご NPO データブック 2018』（2018年）。
- Hyogo Council of Social Welfare, Hyogo Voluntary Plaza, *Hyogo npo deta bukku 2018 [Hyogo Nonprofit Organization Data Book 2018]*, 2018.
- 兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ『第8回県民ボランティア活動実態調査報告書』（2015年）。
- Hyogo Council of Social Welfare, Hyogo Voluntary Plaza, *Dai 8kai kenmin borantari katsudo jittai chosa hokokusho [The 8th Activity Survey Report on Volunteers of Prefecture Citizens]*, 2015.
- ひょうご中間支援の20年研究会『中間支援組織の20年：阪神・淡路大震災からのNPO活動と未来』（2015年）。
- Hyogo chukan shien no 20nen kenkyukai, *Chukan shien soshiki no 20nen: hanshin awaji daishinsai kara no npo katsudo to mirai [20 Years of Intermediary Organizations: Looking from the Great Hanshin-Awaji Earthquake and the Future of Nonprofit Organization Activities]*, 2015.
- ペッカネン, ロバート(佐々田博教訳)『日本における市民社会の二重構造：政策提言なきメンバー達』（木鐸社、2008年）。
- Pekkanen, Robert, trans.by Sasada, Hironori, *Nihon ni okeru shimin shakai no niju kozo: seisaku teigen naki menba tachi [Japan's Dual Civil Society: Members without Advocates]*, Bokutakusha, 2008.
- 宮垣元『その後のボランティア元年：NPO・25年の検証』（晃洋書房、2020年）。
- Miyagaki, Gen, *Sonogo no boranteia gannen : npo 25nen no kensho [After the First Year of Volunteering: 25 Years of Verifications on Nonprofit Organizations]*, Koyoshobo, 2020.

- 宮垣元「日本の市民社会の 30 年 : NPO の変遷を中心に」『KEIO SFC Journal』
Vol. 18 No. 1 (2018 年) 、84 ~ 105 ページ。
- Miyagaki, Gen, “Nihon no shimin shakai no 30nen: npo no hensen wo chushin ni [30 Years History of Japanese Civil Society: Transition of Nonprofit Organization], *KEIO SFC Journal*, Vol.18, No.1, 2018, pp.84-105.
- 山下祐介・菅鷹志保『震災ボランティアの社会学 : “ ボランティア =NPO” 社会の可能性』(ミネルヴァ書房、2002 年)。
- Yamashita, Yusuke, Suga, Mashiho, *Shinsai boranteia no shakaigaku: 'boranteia=npo' shakai no kanosei [The Sociology of Earthquake Disaster Volunteering: The Social Possibilities of “Volunteers Equals to Nonprofit Organization”]*, Minervashobo, 2002.
- 吉田忠彦「日本ネットワークワーカーズ会議と日本における NPO 概念の形成」『生駒経済論業』第 7 卷 1 号 (2009 年) 、699 ~ 712 ページ。
- Yoshida, Tadahiko, “Nihon nettowakazu kaigi to nihon ni okeru npo gainen no keisei” [Japan Networkers' Conference and the Formation of the Concept of NPO in Japan], *Ikoma Journal of Economics*, Vol.7, No.1, 2009, pp.699-712.
- Pekkanen, Robert, *Japan's Dual Civil Society: Members without Advocates* (Stanford University Press, 2006).
- Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K., *The Emerging Sector: The Nonprofit Sector in Comparative Perspective- An Overview*, Johns Hopkins University, Institute for Policy Studies, 1994.